

検証 JR革マル浸透と組織私物化の実態！

民主化闘争情報[号外] 2010年4月28日 発行 日本鉄道労働組合連合会(JR連合)【No.111】

松崎氏らが革マルとの深い関係を疑われる状況にあったと判示！

「6・19」判決の「認定事実」には、事件の被疑者であるS氏とY氏のほか、松崎氏や革マル派に関する記述もあるので紹介したい（年は西暦に修正）。

第3 当裁判所の判断 1 認定事実

(6) 原告松崎は、極左暴力集団である革マル派の結成時の副議長であり、旧国鉄の民営化前においては、動労を指導し、動労内に革マル派の影響下にある組織を設けて闘争に取り組んでいたが、旧国鉄の民営化後は、革マル派からの転向を表明し、革マル派と無関係であることを強調するようになっていた。もっとも、革マル派は、1995年12月に原告JR総連の傘下労働組合であるJR東労組と対立関係にあった労組幹部宅に対する電話盗聴事件や、1996年11月にJR西労組中央執行委員長宅に対する侵入事件等を引き起こしていること、革マル派機関紙には、原告JR総連内に数千名の革マル派の同盟員が存在し、革マル派が今後も原告JR総連組織の全国的な強化のために闘う旨が記載されていること、原告JR総連組織から脱退したJR九州労組がJR連合を結成したことに対し、革マル派の機関紙において、原告JR総連の組合員に対し、JR東労組の声明を熟読してJR連合と闘い、革マル派を信頼して共闘することを呼びかけていること、革マル派組織の文書や革マル派関係者が編著した書籍では、原告小田（注：JR総連前委員長）、原告JR総連執行副委員長の佐々木信正（注：JR北海道労組前委員長）及び原告JR総連の前執行副委員長である原告K（注：現「自然と人間社」社長）が革マル派であるとされていること、原告JR東労組の役員らが、革マル派と対立している中核派から襲撃されたと見られる事件が多数発生していたことなどから、依然として、原告松崎ら及び原告JR総連の一部の者らが革マル派と深い関係があるものと疑われる状況にあった。

上記の内容は、いずれも本情報ですでに検証してきたことである。裁判所は数々の状況証拠から、松崎氏やJR総連・東労組関係者が「革マル派と深い関係があると疑われる状況にあった」と判示している。なお、後段にある小田（裕司）氏はJR総連前委員長で党員名は「立花」とみられるほか（「No.14」参照）、佐々木信正氏はJR北海道労組前委員長で党員名は「木暮」とみられる（「No.15」参照）。国家賠償請求訴訟の原告らは、JR革マル派とみられる者ばかりであると考えざるを得ない。

警視庁は事件へのJR内革マル派の関与を明確に主張！

そして、本裁判の被告の東京都（警視庁）は、以下の通り、この業務上横領被疑事件は革マル派が深く関係する特殊な事件であると主張している。

3 被告東京都の主張 (2) 本件被疑事件の特殊性

革マル派は、極左過激派集団であるところ、革マル派創設者の一人であり、JR内革マル派に強い影響力のある原告松崎の指揮命令の下、JR内革マル派の構成員が、原告JR総連及び原告福祉事業協会等の各団体の役員に就任し、原告松崎や原告Sは、これらの団体を支配し、その資産を自由に処分しうる地位を有していた。また、原告らひいては革マル派は、原告Sが自己の利益を増やすことについても、組織の利益としてこれを認容していた。-(以下、次号)-